

幌延町医療職員養成修学資金貸付制度のご案内

～町の医療従事職員向け無利子貸付、保健師・助産師借入修学金相当貸付制度～

幌延町では、地域の医療と福祉の向上を図るため、医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、保健師、助産師、看護師または准看護師を養成する学校または養成所に在学（進学希望）する方で、将来、町の職員として医療業務に従事しようとする方に対し、その修学に必要な資金を無利子で貸付けしています。

貸付種類等は次のとおりです。

対象職種	金額（月） ※上限額	貸付期間 （上限）	就業猶予 ※養成施設 卒業後	返還免除	遡及 貸付
医師	10万円	正規の 修学期間	1年以内	卒業後1年以内に 資格を取得し、速 やかに町職員とし て貸付期間在職し た場合	◎
薬剤師・診療放射線技師・臨床検査技師	5万円		3年以内		
保健師・助産師	10万円		1年以内		
看護師	10万円		1年以内		
准看護師	6万円		1年以内		

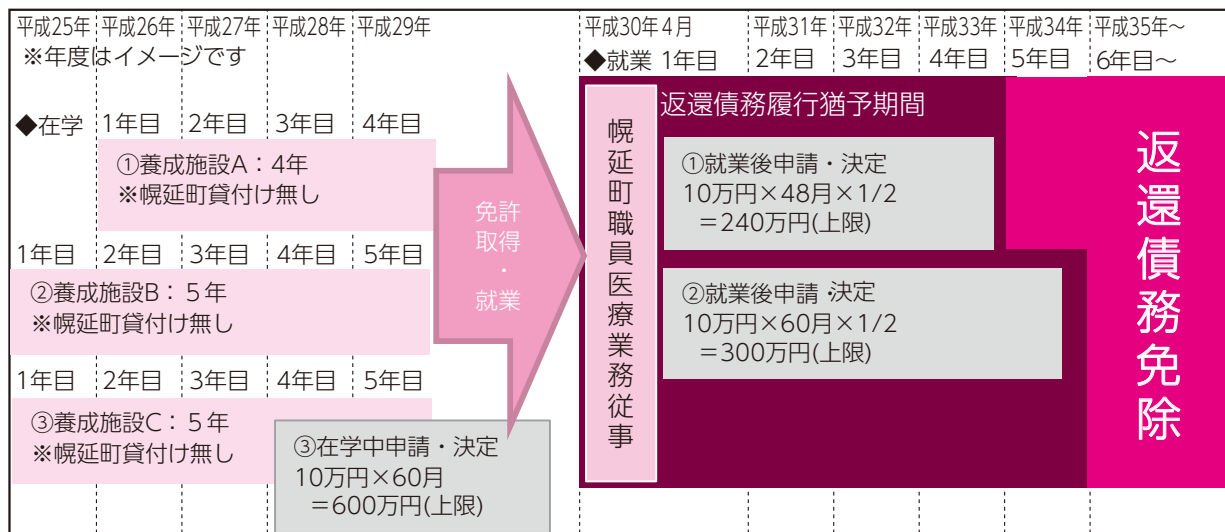
※町の機関に就業予定がある場合のみ貸付けします。

※在学している養成施設の正規の修学期間のうち、貸付けが決定された月から卒業までを貸付期間とします。

☑注目 ～平成30年1月以降「遡及貸付制度」ができました!～

保健師および助産師の修学資金に限り、在学中や就業時に修学期間分の修学資金を遡及して貸付け（一部）します。もちろん、貸付対象期間と同一期間の就業で返済は免除されます。

対象は、幌延町からの貸付けを受けていない方や貸付けを受けた期間が上限に満たない方で、卒業後に貸付けを申請する場合は、上限額の2分の1までを遡及して一括貸付けします。ただし、養成施設に在学中の方は、入学当初から申請決定時までの期間は上限額までを遡及して一括（全額）貸付け、以降の分は各月ごとに貸付けします。



①・②の例：幌延町から貸付けを受けず（他市町村からの貸付けは含みません、③同じ）に保健師および助産師の養成施設を卒業し、1年以内に保健師および助産師として就業した方が貸付金を申請した場合、

①養成施設Aの正規の修学期間4年分の一部（2分の1上限）を遡及し一括240万円貸付け、4年間就業で返還免除

②養成施設Bの正規の修学期間5年分の一部（2分の1上限）を遡及し一括300万円貸付け、5年間就業で返還免除

③の例：幌延町から貸付けを受けずに保健師および助産師の養成施設C在学中に、貸付け申請・決定により、入学当初に遡及して貸付け（正規の修学期間5年分上限計600万円）し、5年間就業で返還免除

お問い合わせ先：

保健センター

電話・告知端末機：5-1790

住民生活課 生活環境グループ

電話：5-1115(内線153・154)

告知端末機：5-8812